

■憲法を使おう2■

ほぼ週刊【松村拓也のメルマガジン】第422号

こんにちは、松村拓也です。

E-Mail と Facebook で松村拓也の活動についてはほぼ毎週お届けしています。

名刺交換した方や、突然思い出した方にもお届けしますので、ご迷惑であればお知らせください。

できれば勤務先でなく、個人のアドレスにお届けしたいので、ご連絡ください。

ご意見、ご質問大歓迎です。

.....

422 目次

1. ご挨拶とお誘い
2. ブログより：憲法を使おう2
3. 今週の動向+今後の予定
4. 地主の学校・販売中
5. アクセスポイント：問い合わせ先
6. このメルマガについて

.....

1. ご挨拶とお誘い

先週のご挨拶

先週 5/8-9 は伊豆熱川温泉のホテルセタスロイヤルに泊まったんですが、ここは昔の人気テレビ・細腕繁盛記で有名な大東館のなれの果てで、ホテルの買収再生業に取り組むブリーズベイホテル株式会社が経営しています。チェックインすると、従業員はすべてインド系外国人。

海岸に面した立地は最高で、館内にはゆったりとした露天風呂に加えて温水プールまで備わっていますが、建物の老朽感は否めません。

でも、主な施設は使い放題で、食事はバイキングの食べ放題。

プール横にあるバーではアルコール飲み放題で、ロビーにあるアイス、ポップコーンやおでんに夜食のうどんも食べ放題。

卓球場やカラオケルームも先着順で無料の上、布団を敷くのもセルフサービスなのは、むしろ爽快です。

これで一泊 9,400 円なので、ケチでがめつい僕にはうってつけでした。

<https://www.yukoyuko.net/7054/plan>

そして、5/12 にお目にかかった Y 銀行の TT さん、今後ともよろしく願いいたします。

.

今週のお誘い

5/8 からコロナの 5 類移行に伴い、人の流れが明らかに変わった気がします。

これに連動して、今週は・・・

5/18(木)13 時～ 笑恵館なるほどデー持ち寄り食事会

5/19(金)19 時～ いづみプロジェクト交流会&2 次会

5/20(土)12 時～ 笑恵館よろず相談会

5/21(日)10時～ 名栗の森オーナーシップ現地例会

と、交流イベントが目白押しです。

興味のある方、当日都合が悪くても、是非ご一報ください。

.....

2. ブログより：憲法を使おう2

先日「憲法を使おう」と題してブログ投稿したところ、珍しく多数の反響をいただいた。

その多くは、「改憲に賛成する 61%の人が皆、憲法を読んでもとは思えない」という僕の投げかけに、「実は私も、憲法をきちんと読んでいなかった」というもので、僕は内心安堵した。

だが一方で、「憲法を知ったところで、どうにかなるんですか？」と諦めを意味する疑問の声が聞こえてきて、僕の脳みそは再び沸騰した。

憲法を知ることはいくまで手段に過ぎず、それ自体が目的ではない。

そんなことは分かり切っているし、その最大の目的が「戦争をしない平和」であることにも異論はない。

なのに憲法の無力を嘆くのは、「憲法の使い方が解らない」からだと思う。

今日はこの問題に立ち向かう。

・

そもそも「憲法を使おう」という僕の提案を、もっと具体的に説明する必要があるが有りそうだ。

僕が手始めにやってみたことは、法人を国にするために定款を憲法にすることだった。

すべての法律は、憲法を前提としてできているので、法人に関する法律も憲法に基づいているはずだ。

ならば、法人のルール=定款だって、憲法に基づくはずだから、いっそのこと憲法を自分の法人に当てはめてみた。

日本国憲法は、大日本帝国憲法の修正版なので、第1章でまず「天皇」を国の象徴（飾り）にして、第2章で「戦争の放棄」を宣言し、その後第3章「国民の権利及び義務」、以下「国会」、「内閣」、「司法」、「財政」、「地方自治」、「改正」・・・と続く。

そこで、社団の憲法は、初めに「仲間の定義」、次に「対外姿勢」として、その後「仲間の権利義務」、「総会」、「役員」、「理事会」、「財務」、「委員会」、「改正」・・・と置いてみた。

・

次にやったのは、日本国憲法を自分の法人の憲法と思って読むことだ。

例えば第1章の「天皇」は、自分が天皇になるのではなく、自分がこの憲法を作る立場になって、なぜ天皇を元首でなく象徴にするのかを考えながら読み、どう書き直したいかを考える。

僕たちは憲法を与えられるのではなく、与える側の立場にあることを忘れてはならない。

すると、この憲法を作った人は、どんな思いで何を目指して作ったのかに、思いを巡らせる自分を感じる。

その答えは、後の条文に有るはずがない、つまり第一章の更に前、「前文」に書いてあるはずだ。

だが待てよ、必要に駆られて法律を調べる時は、まず該当する条文を探し出し、そこだけを必死に読んでしまうことを思い出した。

それは、法律を作り与える側でなく、法律に縛られ、従う側のやることだ。

憲法と法律の違いはまさにこの点だと僕は確信する。

・

というわけで、法律に込めた思いや願いは「前文」に書いてある。

前文=前提であり、定義と言っているだろう。

全文の紹介は別の機会に譲るが、前文の最後はこう締めくくられている。

「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」と。

僕はこれを読んで、この憲法を「自分のモノ」として受け入れることこそが、「日本国民」の定義であり条件だと思った。

ところで、ここまでの話を聞いて、あなたは「松村はなぜ、偉そうに説明できるのか」と思わないか。

僕は、法律の専門家でなく、ただのおじさんだ。

まともに勉強すらしたことも無く、今回初めて憲法を夢中で読み漁っているだけだ。

でも、すべての国民が自分のモノとして受け入れるべく作られた憲法なら、だれもがそれを読むだけで分かるはずだし、分かる範囲でしかないはずだ。

専門家や偉い人、立派な人に頼るのでなく、法律が社会を治める「法治」とは、まさにそういうことだと僕は思う。

・

改めて前文をよく噛み締めた後、僕は条文に取り掛かった。

一言一句、心から賛成できるか、疑問や違和感を感じないか、僕は細心の注意を配りながら読み進めていった。すると驚いたことに、条文の内容に「違和感」を感じるものがほとんど無く、これは凄いことだと僕は感じた。だが同時に、現実との不整合を各所に感じ、そのことにもっと驚いた。

一つ例を挙げると、第4章「国会」の第51条〔議員の発言表決の無答責〕に、「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。」とある。

つまり、国民に選ばれた議員が議会で何を言おうと、賛否を表そうと、議会の外で責任を問われない。

ならば、失言で足を引っ張り合う議員はもちろんのこと、文芸春秋をはじめとするジャーナリストやその聴視者は全て憲法違反だし、それに付随する行政も、それを放置する司法も同罪だ。

憲法9条ばかりが取りざたされるが、むしろこちらの方が深刻だと僕は思う。

・

9条で思い出したが、第10条〔国民たる要件〕には「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」とある。

「国籍法」がそれにあたるのだが、そこには「憲法に賛同し、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」とは書いていない。

そこに規定されている「血縁」や「婚姻」は、遺伝学的「日本人」へのこだわりであり、国民の定義とは程遠い。

第一条（この法律の目的）の「日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。」という言葉に最大限の違和感を感じるし、「国籍法」こそが違憲状態に他ならない。

僕が日本国への所属に疑問を感じ、新たな国づくりを目指すのは、たとえ小さくても「日本国憲法に基づく国（＝本当の日本）」を作りたいからだ。

それはすべての他の地域（外国）と戦争をせず（仲良く）、この憲法に賛同して行動する人々のコミュニティ。

この憲法の範囲内でさえあれば、誰かの解釈に従うのでなく、同じ解釈をする人たちがその解釈に基づいて自由に法律を作って良いはずだ。

それなら今すぐ始められるし、僕はもう始めている。

<https://nanoni.co.jp/20230515/>

.....

3. 今週の動向+今後の予定（下記以外はすべて空いています）

【凡例】◎：要連絡、○：要申込、×：一般参加不可

■今週の動向

- (火) 05/16 なのに (各所) 作業日
- (水) 05/17 なのに (各所) 作業日
会議○：11-13時 名栗の森 MTG (三軒茶屋)
- (木) 05/18 なのに (世田谷) 作業日
交流◎：13-18時 なるほどデイ_3木 (笑恵館)
会議×：14-15時 Sさんミーティング (笑恵館)
交流◎：18-20時 持ち寄り食事会_3木 (笑恵館)
会議○：20-22時 AR・Qミーティング_3木 (オンライン)
- (金) 05/19 いづみ (横浜) 作業日
会議×：10-12時 LRL 理事会 (反町)
会議×：13-15時 OFW 年次総会 (反町)
交流◎：18-20時 いづみ自己紹介デー (反町)
- (土) 05/20 なのに (世田谷) 作業日
交流◎：09-17時 よろず相談会_土 (笑恵館)
会議○：10-12時 八島花文化財団理事 M (オンライン)
会議○：17-18時 えん千歳台年次総会 (笑恵館)
- (日) 05/21 なのに (各所) 作業日
交流○：10-14時 名栗の森 OSC 例会_4日 (飯能)
- (月) 05/22 なのに (各所) 作業日

■今後の予定

- 05/23 会議○：20-21時 LR 定例営会議_4火 (オンライン)
- 05/24 出張×：12-14時 理知の杜法人監査 (松本)
- 05/25 会議◎：17-19時 笑恵館運営会議_4木 (笑恵館)
- 05/27 訪問×：09-12時 O 小学校運動会 (町田)
- 05/27 交流◎：13-17時 よろず相談会_土 (笑恵館)
- 05/27 交流×：18-20時 住人食事会 (笑恵館)
- 05/28 会議○：10-12時 NPO 法人 100smiles 定例会 (菊名)
- 05/30 訪問×：17-20時 エスコンフィールド (北広島)
- 05/31 訪問×：10-12時 ニッカ余市蒸留所 (余市)
- 06/01 訪問×：12-17時 もったいない博物館 (小樽)
- 06/02 交流○：20-22時 地主の学校ゼミ (未定)
- 06/08 会議◎：17-19時 笑恵館運営会議_2木 (笑恵館)
- 06/10 会議×：12-14時 RYUSEN プロジェクト_2土 (オンライン)
- 06/13 会議○：20-21時 LR 定例営会議_2火 (オンライン)
- 06/15 交流◎：13-18時 なるほどデイ_3木 (笑恵館)
- 06/15 交流◎：18-20時 持ち寄り食事会_3木 (笑恵館)
- 06/15 会議○：20-22時 AR・Qミーティング_3木 (オンライン)
- 06/17 会議○：10-12時 八島花文化財団理事 MTG_3土 (オンライン)

06/19 会議○：14-15時 きぬた女子会 MTG_3月（笑恵館）

06/25 交流○：10-14時 名栗の森 OSC 例会_4日（飯能）

松村の予定はこちらで随時公開しています。

<http://nanoni.co.jp/schedule>

.....

4. 地主の学校・販売中

拙著【地主の学校】はこちら

<https://www.bungeisha.co.jp/bookinfo/detail/978-4-286-23339-0.jsp>

セミナー、読書会など気軽にご相談ください。

.....

5. アクセスポイント

松村拓也

メール takuya@nanoni.co.jp

携帯 090-9830-3669

自宅：

〒157-0073 東京都世田谷区砧 6-27-19 笑恵館

<http://shokeikan.com/>

主な所属団体：

株式会社なのに（取締役・平社員）

<http://nanoni.co.jp/>

一般社団法人日本土地資源協会（代表理事）

<http://land-resource.org/>

特手非営利活動法人 HOME-FOR-ALL（事務局長）

<http://www.home-for-all.org/>

一般社団法人地域社会圏研究所（事務局長）

<https://www.localrepubliclabo.com/>

.....

6. このメルマガについて

松村拓也とご縁のあった方に、日々の活動やブログ記事などの情報をほぼ毎週お届けします。

参加希望、ご意見、ご質問など、何でもこのメールに返信してください。

バックナンバーはこちら

<http://nanoni.co.jp/magazine/>

メール配信をご希望の方はこちら

<http://eepurl.com/dHjgFX>

まぐまぐ版はこちら

<https://www.mag2.com/m/0001693746>